



關士、蒸氣機關ヲ取扱フ職員ノ方デゴザイマスガ、是亦場所ニ依リマシテハ普通ノ海上ヲ航行スル船ノ職員ト同様ナ技術經驗ヲ要サナイ場合モゴザイマス、例ヘバ河トカ湖水トカ云フ場所デ仕事ヲ執リマス者ニ付テハ海ノ履歴ハ必要デナイケレドモ、現行法デハ機關士ト云フモノハ何レノ場所ニモ法律ノ規定ニ據テ海デモ河デモ仕事ヲ執ル様ニナツテ居リマス、又免狀ヲ交付イタシマスルニモ矢張リ何レノ所ニモ出來ル様ナ履歴ヲ必要トシテ居リマシタノデゴザイマス、斯ノ如キ場合ニモ矢張リ此改正ガゴザイマスト云フト履歷ニ付キマシテ制限ガアル場合ニハ免狀モ亦制限ヲ加ヘタモノヲ發行スルコトガ出來ル様ナ便利ノ方法ニナラウト思ヒマス、ソレカラ其次ハ船舶職員法ニ於キマシテハ免狀ノ種類トカ職務トカ極ク嚴格ナ規定ニナツテ居リマス、是ハ固ヨリ然ルベキ所デハゴザイマスケレドモ或ル場合ニハ其職務相當ノ他ニ免狀ヲ以テ代ヘルト云フコトが必要ナル場合ガゴザイマス、殊ニ此時局ノ如キ急ニ船が殖エマス場合ニハ技術上差支ナイト認メタ免狀ヲ持ツテ居シタ者ハ、假令法律ニ規定ガナリ場合デモ他ノ職務ヲ執ラスコトモ少シモ實際上差支ナイデアラウト思ヒマス、事實ヲ申上ゲマスト云フト近年卽チ昨年中殊ニ此近若クハ甲種ニ等運轉士ノ順數ニ依リマシテ乗組員ヲ要スルノデゴザイマスガ、急ニ增加イタシマシタ爲ニ甲種船長、一等運轉士、二等運轉士ナドノ人ヲ得ルコトガ困難デアル、然ルニ一方ニハ乙種ノ船長ノ如キ人ハ大分ニ餘ダテ居ル様ナ有様デアリマス、此事實如何ト顧マスレバ乙種船長ヲ以テ經歷トシタ人ハ近海航路デアレバ甲種ノ運轉士殊ニ甲種ニ等運轉士ノ如キ仕事ハ充分ニ執レルノデゴザイマスガ、若シ今日ノ如ク多クノ船ヲ必要トスル場合ニハ代用ノ制ヲ設ケルコトが出來ルナラバ大變便利ヲ得ルト考ヘルノデゴザイマス、是ハ固ヨリ時局ニ付テノミ必要ナリト云フノデハアリマセヌ、平時ニ於キマシテモ矢張リ此必要ナル規定ヲ設ケル積リゴザイマス、ソレカラ次ニハ此船舶職員法ノ規定ハ現在ニ於キマシテハ如何ナル船舶ニアリマシテモ、此表ニ御覽ノ通り如何ナル航路ヲ歩ク船、如何ナル順數ノ船ニハ是ミノ職員ヲ乗セルト云フコトガ極ツテ居リマス、縱令其構造が特別アリマシテモ、特殊ノ航路デアリマシテモ甚ダ區別ト云フモノハゴザイマセヌ、ケレドモ段々實際ノ經驗ニ照シテ見マスト云フト特殊ノ構造ヲ持ツテ居ル船、特殊ノ航路ヲ歩ク船等ハ特別ノ乗組員ヲ以テ之ニ乗セルト云フコトガ實際ニ適スル様ゴザイマス、ソレデ此度此改正ヲ加ヘマシテ特殊ノ船舶ニ付キマシテハ特殊ノ乗組員ヲ之ニ置クト云フコトノ途ヲ開キタイト考ヘマス、實例ヲ申上ゲマスルト云フト漁業ニ從事スル船舶デアルトカ、或ハ石油發動機ノ機械ヲ持ツテ居ル船舶デアルトカ河ノミヲ航行スル船舶デアルトカ云フヤウナモノニ付キマシテハ普通ノ例ニ依ラズシテ特別ノ乗組員ヲ以テ之ニ從事セシムルコトが出來ルト云フコトニ致ス積リゴザイマス、ソレカラ此船舶検査法ニ於キマシテハ外國船舶ニ對シテ、矢張リ日本ノ法律ニ依ツテ免狀ヲ持ツタ職員ヲ乘込マセルコトが出来ルヤウニ規定ヲ設ケテ置キタイト思ヒマス、其外罰則中何人ニ對シテ罰則ヲ用スベキカト云フ明ナラム箇條ガゴザイマシテ、ソレヲ此度ハ改正ヲ加ヘマシテ明カニ致シ

- 委員長(伯爵德川達孝君) 第十四條ノ船舶法ノ中ニ「第二十條ニ掲タルトナリタルトキニ改メ」トアリマスガ是ニハ如何ナル例ガアリマスカ、其例ヲ伺ヒタイ
- 政府委員(内田嘉吉君) 御尋ニ御答イタシマスガ、主トシテ起リマシタ例ハ船舶ノ改正ニ依リマシテ順數が減少イタシマシタ例デゴザイマス、實例ハ河船デゴザイマスガ、此二十噸以上ノ船舶カ總順數二十噸未満ニナリマシタ、ト申シマスノハ御承知ノ通り船室ノ改造デオキハうすノ改正等ニ依リマシテ順數が減少イタシマシタ場合デゴザイマス
- 黒岡帶刀君 重モニ小サイ船デゴザイマスナ
- 政府委員(内田嘉吉君) サウデス
- 委員長(伯爵德川達孝君) 船舶法中ノ改正ノ方ハ別段御質問等ハゴザイマセヌカ
- 子爵水井尙敏君 私ハ能ク船舶法ハ心得マセヌガ、チヨット伺シテ置キタイノデスガ、今マデハ官廳カラ抹殺ノ登録ヲスルトカ云フヤウナ手續ハ無カツタノデスカ
- 政府委員(内田嘉吉君) 永井子爵ニ御答イタシマスガ、唯今ノ所デハ事實抹消ヲ手續ヲ盡スベキコトヲ督促イタシマスデゴザイマス、然ルニナカニ其手續ヲ施行スルニ至ラヌノデゴザイマス、テ罰則モゴザイマシテ、サウ云フ場合ニハ罰則ノ裁判ノ方ノ手續ヲナスコトモ出來マスルデアリマスガ、罰則ハ罰則トシテ適用ヲサレマシテモ其他ハ本人ノ申請ガナイト出來ヌコトニ今日ノ法律デハナツテ居リマス、誠ニ其事實上困難ヲ感シテ居リマスルデゴザイマス
- 委員長(伯爵德川達孝君) 別段御異議又ハ御質問等ガアリマセヌケレバ、船舶法中ノ改正ノ方ダケヲ採決シタトイ思ヒマス
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長(伯爵德川達孝君) 然ラバ船舶法中ノ改正案ハ可決ニナリマシタ、ソレデ決セルモノト看做シテ宜シゴザイマスカ
- 委員長(伯爵德川達孝君) 然ラバ船舶法中ノ改正案ハ可決ニナリマシタ、ソレデモウ時刻デゴザイマスカラ、此船舶職員法中改正法律案ノ方ハ午後カ又他日ニ致シタイ
- 黒岡帶刀君 成ルベク明後日ニ願ヒタイ

○委員長(伯爵徳川達孝君) ソレデハ次會ハ明後二十八日ノ午前十時、若シ本會  
ガゴザイマスレバ議事散會後ト云フコトニ致シマス、今日ハ是デ散會

午後零時十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵徳川 達孝君

委員

子爵永井

尙敏君

男爵前島

密君

黒岡

帶刀君

男爵毛利

五郎君

田島竹之助君

遞信次官 田 健治郎君

遞信省管船局長 内田 嘉吉君

政府委員

明治三十八年一月二十五日印刷

明治三十八年一月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局